

環境にやさしく、快適な生活 合併処理浄化槽を設置しませんか

市では、豊かな自然の中で水洗トイレなどの快適な生活を送ることができるよう、公共下水道事業や農業集落排水事業を進めています。これらの事業の対象とならないところでも快適な生活ができる方法があります。それが合併処理浄化槽です。トイレを衛生的で快適な水洗トイレにできるほか、家庭からの「生活雑排水」をきれいにして放流するので、悪臭や害虫の発生が少なくなるとともに、川や海の汚染を防ぎます。快適な生活をもたらすし、自然環境にも優れている合併処理浄化槽を設置しませんか。

合併処理浄化槽ってなに？

「合併処理浄化槽」とは、トイレからのし尿だけでなく、台所や風呂、洗濯などから出る生活雑排水も合わせて処理できる浄化槽をいいます。処理性能が優れており、下水処理場と同等の高度な浄化能力があります。

これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といいます。水質汚濁の主な原因である生活雑排水は処理されないまま流されるため「単独処理浄化槽」の新設は原則的にできませんのでご注意ください。

合併処理浄化槽の補助金制度をご利用ください

市では、平成十二年度の合併処理浄化槽設置補助金の予約を受け付けています。補助する件数には限りがありますので、予約の先着順とさせていただきます。設置をお考えのかたは、お早めにお申し込みください。

補助対象地域・市全域

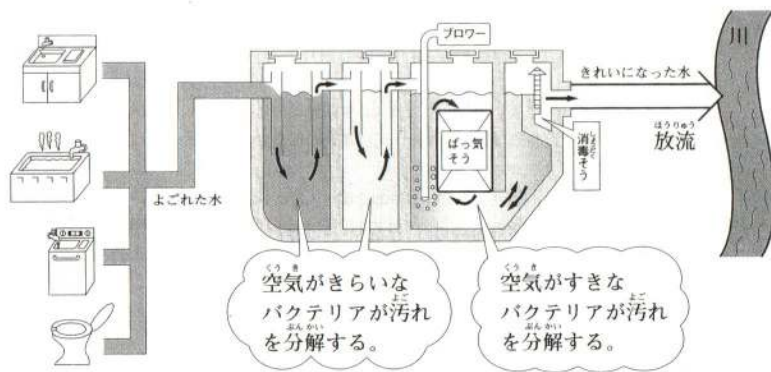
ただし、公共下水道の事業認可区域や農業集落排水事業区域を除きます。また、排水の放流先を確保できる場所に限ります。

補助対象者

平成13年3月までに、合併処理浄化槽を設置するかた。

対象となる住宅

一般住宅または併用住宅（住宅



部分の延べ床面積が全体の2分の1以上の住宅)

補助金額

- ・ 5人槽 375,000円
 - ・ 6~7人槽 438,000円
 - ・ 8~10人槽 555,000円
- ※浄化槽の大きさ(人槽)は、住宅の延べ床面積と居住者数によって決定されます。

※併用住宅の場合は、住宅部分の人槽のみが交付対象となります。合併処理浄化槽についてのお問い合わせは 生活環境課

☎49-3111 (内線247)

4月1日より 花岡出張所と十二所出張所の 取り扱い業務が変わります

市では、介護保険制度や住民基本台帳法の改正などに対応するため、四月一日より戸籍の届け出などを市役所の市民課で一括して取り扱うことになりました。そのため、花岡出張所と十二所出張所の取り扱い業務が変わりますのでご理解とご協力をお願いします。

○取り扱わない業務

- 戸籍の届け出(出生・婚姻・死亡・転籍など)、転入・転出・転居の届け出、理火葬許可証の交付、印鑑登録、軽自動車標識の交付(バイク、農耕用車のナンバー交付、廃車届)、国民健康保険証の交付、出産育児一時金、葬祭費支給に関する届け出
- ※これらの業務は4月1日より市役所市民課で取り扱います。
- ※戸籍謄(抄)本、住民票謄(抄)本、印鑑登録証明書などは従来どおり交付されます。

○新たに取り扱う業務

税に関する証明書の交付(資産証明書・所得証明書・課税証明書・納税証明書など)

お問い合わせは

- 市民課 ☎49-3111
 - 花岡出張所 ☎46-2211
 - 十二所出張所 ☎52-3331
- (内線228・229)

税に関する証明書の交付は、4月1日よりすべての出張所が取り扱います。